

大阪市水道局告示第24号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和7年4月16日

大阪市水道局長 坂 本 篤 則

金融機関名	店 舗 名	所 在 地		変更年月日
大阪シティ 信用金庫	東花園支店	変 更 前	大阪府東大阪市花園東町2丁目 2番15号	令和7年 4月21日
		変 更 後	大阪府東大阪市吉田6丁目2番 63号	

（水道局総務部経理課）